

令和 8 年

総務文教常任委員会記録

令和 8 年 3 月 9 日 開会

令和 8 年 3 月 9 日 閉会

河 合 町 議 会

令和8年総務文教常任委員会記録

令和8年3月9日（月）午前10時00分開会

午前11時55分閉会

出席委員

委員長 中山 義 英
委 員 梅 野 美智代
委 員 馬 場 千恵子

副委員長 杵 本 貴 司
委 員 佐 藤 利 治
委 員 疋 田 俊 文

副議長 岡 田 康 則

委員外議員

6 番 坂 本 博 道

7 番 長谷川 伸 一

出席説明員

町 長 森 川 喜 之
教 育 長 上 村 欣 也
福 祉 部 長 浦 達 三
教育振興部長 中 尾 勝 人
総 務 課 長 西 村 直 貴
建 設 課 長 吉 田 和 彦
教育総務課長 川 村 大 輔
危機管理課長 植 村 一 之
心 得

副 町 長 佐 藤 壮 浩
総 務 部 長 小 野 雄一郎
まちづくり
推 進 部 長 中 島 照 仁
政策調整課長 林 嘉 明
財 政 課 長 松 本 武 彦
都市計画課長 杵 本 幸 史
生涯学習課長 吉 川 浩 行

事務局職員出席者

局 長 高 根 亜 紀

主 事 平 井 貴 之

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○委員長（中山義英） おはようございます。

ただいまより総務文教常任委員会を開会いたします。

○委員長（中山義英） 去る4日の本会議において、当委員会に付託されました議案第7号、第17号、第19号、第20号、第22号、第24号について審議を行います。

また、資料請求を行った内容につきましては、質問はされないようによろしく願います。

では、議案第7号 令和7年度河合町一般会計補正予算についてを議題といたします。

理事者の説明はよろしいですか。

（「願います」と言う者あり）

○委員長（中山義英） 願います。

○総務部長（小野雄一郎） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 小野部長。

○総務部長（小野雄一郎） それでは、議案第7号 令和7年度河合町一般会計補正予算につきましてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3億4,527万2,000円を追加しまして、予算総額を90億1,467万円とするものでございます。

第2条、繰越明許費につきましては、3ページをお願いいたします。

合計12の事業で7億1,461万9,000円を計上しております。

第3条、地方債の補正につきましては、4ページをお願いします。

5つの事業の借入限度額の変更を表のとおり定め、起債限度額の合計を7億2,850万円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。

14ページ、15ページをお願いいたします。

款2 総務費の項1目1 一般管理費では、中途退職者の退職手当組合負担金として830万円

の増額。

目3財産管理費では、特定外来生物対策事業費の決算見込みにより1,490万円を減額。

目11減債基金費では、内水対策事業に係る県補助金の額確定に伴う積立金887万9,000円の増額。

目25子どもの未来応援基金費では、遺贈寄附制度により受けた寄附金を当該基金に積み立てるための積立金1億4,742万4,000円を増額しております。

項4目3衆議院議員選挙費では、執行経費の一部が次年度交付となることにより財源補正を行っております。

款3民生費の項1目1社会福祉総務費では、給付費の減少に伴う繰出金1,500万円の減額。

目11障害福祉費では、自立支援医療給付費の令和6年度補助金の精算に伴う償還、報酬改定に伴うシステム改修業務、介護給付費の利用者増加及び過年度事業の精算に伴う償還により2,616万2,000円の増額、財源といたしまして、システム改修費には国庫補助金が50%充当、介護給付費の扶助費には国庫負担金が50%、県負担金が25%充当、償還金には事業者からの償還金が100%充当されます。

それでは、16ページ、17ページをお願いいたします。

目18後期高齢者医療費では、特別会計への繰出金として81万円の増額、財源として県負担金が75%充当されます。

項2目2児童福祉施設費では、保育所委託措置業務及び令和6年度補助金の精算に伴い1,804万7,000円を増額、財源として、委託費には国・県負担金及び保育所保育料が充当されます。

目5学童保育費は、第2小学校学童室の空調工事に地方債を充当する財源補正となっております。

18ページ、19ページをお願いいたします。

款6農林商工費の項1目5農地費では、地籍調査事業の事業費確定に伴い299万5,000円を減額。

款7土木費の項2目2道路新設改良費では、路面性状調査等の事業費確定に伴い1,960万円を減額。

項3目1河川総務費では、緊急内水対策事業の事業費確定に伴い483万円を減額。

20ページ、21ページをお願いいたします。

同じく、土木費の項4目1都市計画総務費では、立地適正化計画策定業務の事業費確定に

に伴い540万円を減額。

款8 消防費の項1目4 災害対策費では、避難所の環境改善用資機材の整備費として577万9,000円を増額、財源として国庫補助金が50%充当されます。

款9 教育費の項1目2 事務局費では、私立幼稚園への給付費の決算見込みにより250万円を減額。

22、23ページをお願いいたします。

同じく、教育費の項2目1 小学校管理費では、各小学校体育館の空調工事費として2,063万5,000円を増額、財源として、国庫補助金と地方債がそれぞれ50%充当されます。

項3目1 中学校管理費では、第2中学校の屋上外壁工事費として1億7,446万1,000円を増額、財源として国庫補助金が30%、地方債が70%充当されます。

続きまして、歳入について説明します。

10ページ、11ページをお願いいたします。

款17財産収入では、町有地の売払いに伴い5,695万8,000円を増額。

12、13ページをお願いいたします。

款19繰入金では、歳入歳出予算の財源調整として5,918万7,000円の減額。

それ以外のものにつきましては、歳出でご説明した各事業の財源として、合計3億4,750万1,000円を増額するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ3億4,527万2,000円の増額補正となっております。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○委員長（中山義英） すみません、ちょっと部長。

○総務部長（小野雄一郎） はい。

○委員長（中山義英） 8ページ、9ページはいいんですか、説明しなくて、歳入。

○総務部長（小野雄一郎） はい。

8ページ、9ページにつきましては、歳出の部分で財源として説明しているものばかりになっておりまして、ここはいつも省略させていただいております。

○委員長（中山義英） 分かりました。

それでは、審議方法は、歳入歳出それぞれ一括で行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（中山義英） では、異議なしということで。

それでは、まず14ページ、15ページの歳入のほうから始めます。

質疑のある方。

(「歳出か」と言う者あり)

○委員長(中山義英) 歳出の14ページ、15ページ。

馬場委員。

○委員(馬場千恵子) それでは、15ページの特定外来の生物の対策事業ですけれども……、入っていないですか。

(「大丈夫です、入っていました」と言う者あり)

○委員(馬場千恵子) もうちょっと大きな声で言います。

○委員長(中山義英) はい。

○委員(馬場千恵子) この事業について、マイナスになっていますけれども、国の補正のところでマイナスですけれども、なぜマイナスになったのかという理由を教えてください。

○都市計画課長(杵本幸史) はい、委員長。

○委員長(中山義英) 杵本課長。

○都市計画課長(杵本幸史) クビアカツヤカミキリの被害につきましては、奈良県だけでなく、全国で被害が拡大しているところでございます。一斉に他の市町村が事業に取り組んだことにより、当初要望しておりました補助金というのが内示割れした状態でございます。

○委員長(中山義英) 手を挙げてください。

○委員(馬場千恵子) はい。

○委員長(中山義英) 馬場委員。

○委員(馬場千恵子) 約半額ぐらいになっているんですけれども、どこも全体的に半額、全国的にそういった状況なんですか。

○都市計画課長(杵本幸史) はい、委員長。

○委員長(中山義英) 杵本課長。

○都市計画課長(杵本幸史) この事業につきましては、奈良県を中心として、近隣市町村とも意見を交換させていただいているところでございます。そうした中で、やはり他の市町村につきましては、河合町よりつきが悪かったというところでございます。

以上です。

○委員(馬場千恵子) はい。

○委員長(中山義英) 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） ざっと1,500万ほどの減額になっていますけれども、対策としてはこれでは足りない状況になっているかと思うんですけれども、今後のどういう形でこの事業を進めていくのかというところもお願いします。

○都市計画課長（杵本幸史） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 杵本課長。

○都市計画課長（杵本幸史） 事業につきましては、継続して行っていききたいと思います。ただ、先ほども申し上げたとおり、補助金というのはなかなかつきにくい状態にもなっておりますので、つかなかった分につきましては、危険と思われる箇所については職員で対応していきたいというふうに考えております。

○委員（馬場千恵子） ありがとうございます。

○委員（疋田俊文） はい。

○委員長（中山義英） 疋田委員。

○委員（疋田俊文） クビアカツヤカミキリムシに対して、どのような検査をやってきましたか。

（「声を上げて、聞こえへんけれども、 」と言う者あり）

○都市計画課長（杵本幸史） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 杵本課長。

○都市計画課長（杵本幸史） まず、クビアカツヤカミキリムシの検査というところでございますが、被害木の選定につきましては、やはりプラスであったり、脱出孔、そういったところ、あと桜の木の枝折れ等を見て、伐採の判断をさせていただいております。そして、伐採した後の施工につきましては、実際に、単純に行ってしまいますので、行ったところの検査をさせていただく形になります。

○委員（疋田俊文） はい。

○委員長（中山義英） 疋田委員。

○委員（疋田俊文） 10年間たった木に対しては、折れるというような危険性があるということが証明されていると。やっぱり検査の仕方というものは、たたいて見ることなんですわ。木の音が違うんです。腐っている音ときっちり生えている音と、簡単なやり方なんです。どうのこうの、まどろっかしいやり方より、まず木をたたいてみる、その音に沿って音が違うということで、非常に検査しやすいという方向で1回考えてもらえますか。お金もそんなにかからないで、木をたたくだけやから。

○都市計画課長（杵本幸史） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 杵本課長。

○都市計画課長（杵本幸史） 委員ご指摘のとおり、やはり養分を吸い上げる層が食い散かされていますので、たたけばやはり乾いた音がするというところで、そういったことも取り入れていきたいと考えております。

○委員（疋田俊文） 多分ぼこぼこ押すと分かるんや。

○委員（佐藤利治） 委員長。

○委員長（中山義英） ほかに。

○委員（佐藤利治） はい。

○委員長（中山義英） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） 15ページの項1 総務管理費、目25子どもの未来応援基金費ですか、1億4,742万4,000円ということで書かれているんですけども、これって、事前にお知らせいただいているんで、私どもは内容をよく分かっているんですけども、できれば、せっかくすばらしい基金を立ち上げるのであれば、お名前を出すとか出さへんじゃなくて、寄附いただいた方の意思を尊重して、しっかりと住民に対しても、これからここに、それなら私もしていくわというようなことで増えていけるような広報の仕方とか、その辺はどのように考えているのか、そしてその広報をするのであれば、その中にこういったことに使おうと今考えているというのを大体のところでもいいから、今考えている町の考えをやはり住民にお知らせするべきではと私は思いますけれども、その辺いかがですか。

○政策調整課長（林 嘉明） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 林課長。

○政策調整課長（林 嘉明） 今回、ご寄附いただいたことに関しましては、広報のコラムのところに載せさせていただいております。

この遺贈寄附ということに関しての取組としては、地域包括センターと協力して、終活セミナーを開くときに、この遺贈寄附の話も南都銀行のほうから来ていただいて、させていただいているところでございます。

こういう制度は非常に助かるものでありますので、今後の広報等々を含めまして、周知していけたらなと思っております。

以上です。

○委員（佐藤利治） はい。

○委員長（中山義英） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） 第2弾、第3弾と、そういう心温かい方が出てくるようにしっかりと広報して、まだまだ住民の方は知りませんよ。だから小さいコラムじゃなくて、大々的にやってもろうてもいいと思うんです。よろしくお願いします。

○委員長（中山義英） ほかに。

馬場委員。

○委員（馬場千恵子） 今、佐藤委員が聞かれたところなんですけれども、活用方法、資料請求の20ページのところで、資料請求された回答があるんですけれども、「有効な利用を検討していきます」というふうになっているかと思います。

子供の未来応援ということなんですけれども、その上の部分で、「生まれ育った環境によって左右されることのないように」というふうに書かれていますけれども、経済的に厳しい、支援が必要と思われるようなご家庭とか、子供さんに支援ということだと思えるんですけれども、一定の基準とか、それから、どういった事業を考えていっているのかということと、それともう一つは、例えばふるさと納税の中で、子供のために使ってほしいとかというようなコメントとかが寄せられていた場合、それはここの基金に入っていくのかというのを併せてお願いします。

○政策調整課長（林 嘉明） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 林課長。

○政策調整課長（林 嘉明） まず、活用方法の指針のところでございます。資料請求のところにも書かせていただきましたが、「子供の現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう」というところと、大きい枠としてはやはり、子供が健やかに成長できるまちづくりというところがございます。

有効な事業としましては、まだ今後庁舎内で検討していく必要がございますが、今ご指摘というか、今ご意見をいただいたところを踏まえますと、例えば、母子、父子、そうですね、未婚、寡婦などのひとり親家庭の子供に対してなども考えられるとは思っております。ただ、今後検討させていただきたいなと思っているところでございます。

もう一つ、ふるさと納税に関しまして、ふるさと納税の今子育てというところで寄附を頂いたところに関しては、この基金というよりは通常どおりのところに入っていきますけれども、今回の基金はあくまで今回の寄附に関してというところがございます。

以上です。

○委員（馬場千恵子） はい。

○委員長（中山義英） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） この基金に追加されるというようなことは、どういったものがここに
入っていくんですか。

○財政課長（松本武彦） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 松本課長。

○財政課長（松本武彦） 基金の総額として、変動のある可能性といたしましては、定期預金
に入れる予定でございますので、その利子というのがまず増えるかなというところでござい
ます。

元金的な、あえてこちらから積極的に積み立てるところについては、今のところは
想定していないというところでございます。

○委員長（中山義英） ほかに。

○委員（馬場千恵子） はい、ないです。あ、ちょっと待つて。

○委員長（中山義英） 委員長を代わります。

○副委員長（杵本貴司） 中山委員。

○委員（中山義英） 委員長。

○副委員長（杵本貴司） 中山委員。

○委員（中山義英） 馬場さんが質問されたところと同じなんですけれども、2点。

まず、これは遺贈なんですけれども、ご本人さんは子供のほうに使ってくれというふうな
申出があったのかというのが1点と、それと、あえてこの基金をつくらなくても、ふるさと
創生基金費とか、河合町ほかにもいっぱい基金がある、お金もろくに入っていない、1,000
円ぐらいしか毎年予算取っていない、そこに何ぽか入れたりとか、そっちの基金を活用する
ということも考えられたのに、あえてなぜこれをつくられたんか、そこをちょっと教えてく
ださい。

○政策調整課長（林 嘉明） はい、委員長。

○副委員長（杵本貴司） 林課長。

○政策調整課長（林 嘉明） まず、今回の使い道のところに関しましては、ご本人様の意思
に基づくというところでございます。

○副委員長（杵本貴司） 小野部長。

○総務部長（小野雄一郎） 今回の基金設置に至る考え方なんですけれども、まず、今回の寄

附者様とは私は面識はないんですけれども、やり取りさせていただいたのが遺言執行者である弁護士さんでございました。

今回、寄附者様のご意思が残っている根拠といいますのが、遺言書、これは公正証書で作られております。それを基に遺言執行者がこういうことに充ててほしいということで、私とやり取りしている中で、このご寄附者様は幼少期に戦争でお父様を亡くされております。母一人子一人の環境で育ってきた、その中で大変苦勞された、同じような苦勞をする子供たちがなるべく少なくあってほしいということで、そういう強い意思をお持ちだということで、やはり、本当にそのご意思をそのまま反映したような基金というのがなかなか見つかりませんでしたので、あえて今回基金を新設することにいたしました。

今後、事業化するに当たっても、そういった遺言書の一部をちょっと拝見しておりますので、そういった目的に沿った形で運用していきたいなと思っておるところでございます。

○委員（中山義英） 委員長。

○副委員長（杵本貴司） 中山委員。

○委員（中山義英） よく分かりました。

そうしたら、あと1点。先ほど林課長のほうからも、南都銀行でいろんな遺贈とかの説明してもらっている、そうしたら河合町の役場の中で、例えば企画部が受付するとか、小野部長が受付するとか、何か相談窓口、そういうのを大々的にセールスしたほうが町民も相談しに行きやすいと思うんです。

今の状態では、いろんなそういう説明会で話を聞いたところで、役場のどこに行ったらええねんというふうなこともあるんで、今後そういう遺贈に向けてということを考えておられるのであれば、やっぱり窓口を設置するとか、もしくはふるさと納税でそういう窓口を入れて……、何かおかしいかな。そんなんもちょっと何か工夫されているような考えがあれば教えてください。

○政策調整課長（林 嘉明） はい、委員長。

○副委員長（杵本貴司） 林課長。

○政策調整課長（林 嘉明） 南都銀行との協力してやっているところへの周知でございますが、南都銀行と遺贈による寄附協定というものは締結しております。一応ホームページには載せていただいておりますが、ただ、どこの部署が担当というところまでは記載はしておりませんけれども、河合町に相談があった場合には、連携に基づいて南都銀行をご紹介させていただいて、それでご本人様の意思を寄附として、活用していくという手続ができるような

取組となっております。

以上です。

○委員（中山義英） 委員長。

○副委員長（杵本貴司） 中山委員。

○委員（中山義英） 南都銀行を紹介するだけでは、それは意味ない。河合町である程度、処理を聞いてというのやったら話は分かるんですけども、今やったら、何か南都銀行へ丸投げ、うちに来はったら南都銀行へ行ってください、それは違うでしょう。そこをよく考えてくださいよ。河合町にされるのに、南都銀行にしはるんじゃないんですよ。そこどう思われますか。

○政策調整課長（林 嘉明） はい、委員長。

○副委員長（杵本貴司） 林課長。

○政策調整課長（林 嘉明） そうですね、もちろん相談に来られたときには、その方と使用道等々であったりという話は、河合町のほうで補助をさせていただくところでございます。ご本人の意思を酌み取るというところが必要であると思っております。

南都銀行に関しましては、そういうのを実現するための制度に関してのアドバイスであるとかというところの紹介となっております。

以上です。

（「違うわ、そんな答弁と」と言う者あり）

○副委員長（杵本貴司） 中山委員。

○委員（中山義英） 普通は、僕が思うのは、南都銀行を呼ぶとか、役場に。それか一緒に役場が行くとか、どっちかの方法やと思うんですよ。

○財政課長（松本武彦） はい、委員長。

○副委員長（杵本貴司） 松本課長。

○財政課長（松本武彦） 議員お述べの部分というのは、実際、心の通ったやり取りをまずしていくことが大事だということをおっしゃられているというところだと思います。河合町のためにという思いのある方を少しでも拾い上げて、思いを酌んだ上で、業務的な手続としては南都銀行であったりとか、そういった行政書士等につないでいくという役割が町には求められると思いますので、そういった部分ちゃんと進めていけるような体制づくりというのは、今後気をつけていきたいと思います。

○委員長（中山義英） では、委員長代わります。

○副委員長（杵本貴司） はい。

○委員長（中山義英） ほかにございませんでしょうか。

○委員（馬場千恵子） はい。

○委員長（中山義英） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） これ、本会議のところで説明を受けたんですけれども、よく聞き取れなくて、もう一度説明お願いしたいんですけれども、款2の総務費のところの選挙費のところで、一般会計から600万ほど出ていて、国の国庫のほうの補助がマイナスになったところの理由なんですけれども、すみません、よく聞き取れなくてもう一度説明していただけたらと思います。

○総務課長（西村直貴） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 西村課長。

○総務課長（西村直貴） 選挙の費用の部分なんですけれども、資料請求等のほうでも、資料点検の19ページの部分と同じなんですけれども、一旦、1月19日に専決事項として、第51回衆議院議員選挙執行経費として補正を上げさせていただいたんですけれども、今回、このときにつく経費の部分が一部今年度中に入らないと、精算できないということで、一旦3月中に受けさせていただいた概算の部分の交付金のみを残して、残りを翌年度の精算という形で財源の調整をさせていただいた部分になります。

○財政課長（松本武彦） はい。

○委員長（中山義英） 松本課長。

○財政課長（松本武彦） ちょっと端的になるかも分かりませんが、補足をさせていただきたいと思います。

要は、財源が国庫支出金から一般財源に変わった理由というところでございますが、本来であれば衆議院選挙、国政選挙ですんで全て国費で賄われるものでございますが、その国費の精算金というのが年度をまたぐことになりました。今回、2月に執行した選挙というところで、どうしても4月をまたいでしまいますので、これは8年度に、過年度の精算金というような形でお金が入ってくることになります。

したがいまして、この600万が、要は歳入的に言うと欠損すると、要はお金が入ってこないということはもう確定していますので、それは一旦一般財源というところに振替させていただいた上で、最後決算をくくるときに、こういう600万の結果が出ないような措置として、

今回財源の振替をさせていただいたところです。

○委員長（中山義英） ほかにございませんか。

○委員（佐藤利治） あります。

○委員長（中山義英） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） はい。

来期に入ってくるというふうになるというのは、やっぱり、もちろんうちがどうこうじゃなくて、国の動きやと思うんですけれども、今まだ予算もしっちゃかめっちゃかやっているから、そういう状況で、今はっきり入ってくる云々が延びているということですか。

○総務課長（西村直貴） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 西村課長。

○総務課長（西村直貴） 令和8年度の5月中旬頃に、算定の資料等が出てきまして、実際、交付申請等に関しましては、まだ現段階では、時期は未定となっております。

以上です。

○委員長（中山義英） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（中山義英） なければ、次のページにいきます。

16ページ、17ページ、質疑のある方、ございませんか。

○委員（馬場千恵子） ごめんなさい。

○委員長（中山義英） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） 社会福祉費の18のところで、障害者自立支援事業費のところですが、資料請求でもあったかと思うんですけれども、これが、国の補助率が2分の1というふうにお聞きしましたけれども、2分の1の理由はどこにあるんですか、根拠。

○福祉部長（浦 達三） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 浦部長。

○福祉部長（浦 達三） 県からの通達文で2分の1という形で補助するということがありましたので、それを根拠に2分の1とさせていただいているということです。

○委員（馬場千恵子） はい。

○委員長（中山義英） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） このシステムの改修業務なんですけれども、システムの改修って、いろんな制度が変わると必ずついてくる費用なんですけれども、これについては、2分の1の

補助というのは、いつもいつもあるわけじゃないですよ。

○福祉部長（浦 達三） はい。

○委員長（中山義英） 浦部長。

○福祉部長（浦 達三） おっしゃるとおり、いつもいつもあるわけじゃございません。ただ、国で報酬改定ということ、国が主導する部分については、大体そういった形での補助がつくことが多いです。でも、必ずしもつくわけではないというところでございます。

○委員（馬場千恵子） はい。

○委員長（中山義英） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） いつも、制度が変わるたびにシステムを改修するのに費用がかかるといので、疑問も持っていたんですけども、そういった国の気持ち一つで、つく、つかないというのは決まってくるんですか。

○福祉部長（浦 達三） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 浦部長。

○福祉部長（浦 達三） どういった基準で補助がつくかというのは、ちょっと正直こちらでは分からないです。国の通達に応じて補助がつくという形です。

○委員（馬場千恵子） 通達、はい、ありがとうございます。

○委員長（中山義英） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（中山義英） それでは、次、18、19ページに移ります。質疑のある方。

馬場委員。

○委員（馬場千恵子） 19ページのところの道路整備費ですけども、資料請求でも出してもらっているところですけども、1,900万ほどずっとこの事業って軒並みマイナスになっているんですが、その理由なんです、教えてください。何かちょっと書いていますけれども、資料請求にも。

○建設課長（吉田和彦） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 吉田課長。

○建設課長（吉田和彦） 減額の理由といたしましては、8年度の前倒し補正の決定がございまして、それに伴って減額が現年で生じているということでございます。

（「ちょっと分かりにくい」と言う者あり）

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 失礼しました。

道路整備補助1,960万のそれぞれ4つの項目に対しての減額の理由を端的に説明させていただきます。

まず、上から、路面性状調査でございますが、これについては、要望していた補助金の内示割れによるのが原因でございます。

2点目、橋梁定期点検業務につきましては、令和6年度に繰越した額、繰り越させていたいただいた額を活用したため、これについて残りの分を減額補正するというものでございます。

続きまして、平山橋の補修耐震補強工事でございますが、これについては、当初見込んでいたよりも設計額が減少したため、600万円の減額をさせていただいております。

最後になります。御幸橋の橋梁補修設計業務の負担金でございますが、当初、県等と協議していた額につきましては、最終的な負担額というものが確定いたしましたので、140万円の減額をさせていただくものでございます。

以上となります。

○委員長（中山義英） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） ありがとうございます。

私はずっとこの御幸橋については、県の橋で、県が全部やってくれるというふうに思っていたんですけども、何年か前に、そうじゃなくて、その地域の自治体が分担して何か対応しているみたいなことを聞いたんですが、どこがこの橋に関わった自治体になっているのかな。河合町とほかにもこの補助金とか、使ってやっている……。

そういう関係団体。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 御幸橋につきましては、まず、行政界が大和川のほぼ中心で行政界が分かれております。御幸橋の南側の車道につきましては、河合町が管理となっております。一方で、その北側の部分につきましては安堵町の管理となっております。また、自転車道として認定されております歩道部分につきましては、奈良県が管理しているという、この3つの自治体において管理しているという状況になっております。

○委員（馬場千恵子） ありがとうございます。分かりました。

○委員（佐藤利治） はい。

○委員長（中山義英） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） 19ページですけれども、項農業費、5農地費、区分の12委託料、地籍調査事業がマイナスになっていますけれども、この金額というのは、先ほど説明があったように、確認なんですけれども、事業計画が当初予定した範囲より狭まるか何かで確定したと、だから299万5,000円ですか、は減りますよと、これで町内全てが終わっているんですか、その辺含めてちょっともう一度、資料説明のほうにもありますけれども、ちょっと詳しくできたら教えてください。

○建設課長（吉田和彦） はい。

○委員長（中山義英） 吉田課長。

○建設課長（吉田和彦） 地籍調査の減額299万5,000円のまず根拠からになりますけれども、当初予算といたしまして、1,200万計上させていただいてまして、その後執行させていたたんが803万4,000円という形になりまして、執行残が発生しているんですけれども、秋に前倒し補正というのがございまして、その差の分で不用額として299万5,000円を計上させていただいたという形になります。

地籍調査自体ですけれども、現在、佐味田地区を実施しておりまして、この後も、来年度以降もまずは佐味田のほうを入らせていただくという予定でいておるところでございます。

以上です。

○委員（佐藤利治） 委員長。

○委員長（中山義英） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） 1つ答えてもろっていないんですけれども、全部終わりですか、終わりでええのか、もうやらんのか。

○建設課長（吉田和彦） いや。

○委員長（中山義英） 吉田課長。

○建設課長（吉田和彦） 引き続きさせていただくということによろしいでしょうか。

○委員長（中山義英） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） 全部終わりですかと聞いているわけやから、残っているところがあるんやったら、なかったらいいよ、なかったらないで、あったらどこどこが残っていますんで、引き続きやっていきたいという具体的なことを言ってもらわんと、聞いている人は分からんよ、僕らも分からんから。

○委員長（中山義英） 吉田課長。

○建設課長（吉田和彦） すみません。まず、現在佐味田地区をさせていただきまして、続いて、まだ実施していないのが、穴闇、西穴闇という形になりますんで、計画を持って実施したいと考えております。

○委員（佐藤利治） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） ちょっと、町長の発言だけで終わっているのか、職員まで浸透しているのかいというのがちょっと分からんですけども、この間のお話の中でも、ちょっと聞いてくださいね、短いんで。「地籍調査事業は、土地境界の明確化により、発災後の早期復旧を可能にする災害に強いまちづくりの根幹です」と、町長が述べているわけだから、具体的にいつまでにするとか。

先ほど名前が出た地域がありますけれども、その地域に友達が住んでいます、私の。「そういうふうな話一切聞いていない」と、「早くやってほしい」と、その方が個人的に言っていました。災害に遭ったときに、やっぱり後手になってしまうから、地籍調査が行われていないところというのは、申し訳ないけれども、順番でいったら後手になります、そうでしょう。

だから、その辺でちょっと明確な、できたら、町長とももっとがつつり打合せしていただいて、いつまでにやるんやと、住民を守るために、はっきりその辺銘打ってもらえませんか、できたら。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） まずは、地籍調査の今の現段階の計画というのを簡単に説明させていただきます。

まず、この事業につきましては、令和5年度から佐味田地区において実施しております。佐味田地区の完了というものが、今の現計画においては令和12年までを計画しております。少しラップする年度はございますが、穴闇地区につきましては、令和11年度から計画となっております。ちょっと穴闇地区についてはこの10か年計画の最終年度というところが、10か年をはみ出しておりますので、令和15年以降になるであろうというところで、現計画はなっております。

また、先ほど課長が申しました西穴闇地区につきましては、今現段階におきましては、自治会の協力体制というところの問題があって、地籍調査の実施する意向というのはまだ確認

は取れておりません。

ただ、しきりに、先ほど佐藤委員もおっしゃっていただいたように、地籍調査の必要性、重要性というところはこちらでも認識しております。そこは、西穴闇地区も含めて今後やってまいります、今の計画、いろんな指摘ございますが、さらにスピード感を上げるというのは重要になっております。

町の負担というの、かなり少額で済む事業になっておりますので、今後、マンパワーというところの協議も当然必要になってきますけれども、さらにスピード感を上げる対策、方針を定めていきたいというふうに思っております。

また、いつまでというところにつきましては、今、現段階でお示しすることができませんが、この計画をできる限り前倒しできるような取組というのを進めてまいりたいと考えております。

○委員（佐藤利治） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） すみません、何回も。最後にします。

先ほど言ったように、前も1回言いましたけれども、住民にそういうふうな調査が必要やからお願いしたいというような、その家は「一切聞いていない」と言っていますんで、やっぱり個別に、やっぱりその地域に、やっぱり町として配布して、皆さんの協力、賛同を得るような形というのを、自治会任せとか総代任せでは無理やと思いますよ。各家に行ってほしいんです。「一回もそんな話聞いたことない」と言っていますからね、よろしくお願いします。

○委員長（中山義英） 中島部長。

（「佐藤さん、これ、4ページ、この順番で決まっていますんで」と言う者あり）

○委員（佐藤利治） うん。

○まちづくり推進部長（中島照仁） この地籍調査事業に限らずのことなんですけれども、あらゆる事業の事前の説明であったり、周知というところにつきましては、今後改めていくべきところは多いというふうに認識しております。

ただ、委員おっしゃられましたように、各個別というところはなかなか対応というのは難しいので、やはりその地区の自治会長、総代、またいろんなその中の団体等もありますが、ある程度枠というところの説明というのは、今後、様々な事業、当然この地籍調査もそ

うですけれども、こういうふうに進めていくので協力をいただきたいという事前の説明に努めてまいりたいと思います。

○委員長（中山義英） ほかにございませんか。

委員長代わります。

○副委員長（杵本貴司） 中山委員。

○委員（中山義英） 委員長。

○副委員長（杵本貴司） 中山委員。

○委員（中山義英） 今、佐藤さんが質問されたところと同じ地籍調査なんですけれども、約300万円ほどの減額ということで、これ、ちょっと分からないんですけれども、教えてください。例えば、これ、エリアを例えば決めて地籍調査されていると思うんです。そうしたときに、その余ったやつを違うエリアの人で早くやってもらいたいというふうな人がおられたら、そちらのほうのいわゆる地籍調査を先にやるというふうな形はできないものですか。

というのも、中には既にその土地を売却するに当たって、自分で測量されている方もおられますねん。そういうところは、多分地籍調査は不要やと思うんですけれども。

○財政課長（松本武彦） はい、委員長。

○副委員長（杵本貴司） 松本課長。

○財政課長（松本武彦） この減額の理由というところで、まず一旦説明をさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、国ないし県の補助金をまず財源として、大きく充当しているところでございまして、8年度の採択については、内示確定額が国・県支出金の合計では220万2,000円、この分が結局採択を受けられなかったのも、まず事業規模としては縮小という形で、事業費としては減額するという形での補正の形になっています。

議員おっしゃるように、例えばお金があれば次のエリアでというところが、先ほど吉田課長が説明したように、別途補正の内示等が出ておりますので、その分との調整をしながら、まず7年度の予算としては事業費確定という部分で減額をさせていただいたというところがございます。

○委員長（中山義英） 委員長代わります。

○副委員長（杵本貴司） はい。

○委員長（中山義英） ほかにございませんでしょうか。

（「ありません」と言う者あり）

○委員長（中山義英） なければ、20、21ページ。

○委員（馬場千恵子） はい。

○委員長（中山義英） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） 款7の土木費のところですけども、これもちょっと私の認識不足と
いうか、分からないところなんですけれども、都市計画の総務費のところの立地適正化計画
策定業務という、ちょっと難しい名前なんですけれども、この説明をちょっとお願いしても
らっていいですか。それと、540万の減額の理由と併せて。

○都市計画課長（杵本幸史） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 杵本課長。

○都市計画課長（杵本幸史） まず、立地適正化計画でございますが、都市再生特別措置法に
基づきまして、公共交通の結節点であったり、そういったところを居住誘導区域に定めたり、
あと、都市機能誘導区域ということを決めて、エリアを決めて、居住であったり、あと商業、
医療などの都市機能を誘導するというような計画になっております。

この効果といたしましては、将来の人口減少であったり、少子高齢化というところを見据
えて、持続可能なまちづくりを目指すというところで計画をつくっていくところでございま
す。

一方で、都市計画マスタープランというのが、8年1月、議会の承認をいただきまして改
定したところでございますが、その都市計画マスタープランの高度化版として位置づけられ
ているのが立地適正化計画でございます。

続きまして、540万減額の理由でございますが、当初、令和7年度で確保させていただき
ましたのが1,090万でございます。そのうち国の補助550万、そして町の負担が540万という
形でさせていただいておりましたが、こちらにつきましても、内示割れというのが発生して
おりまして、事業採択を受けられなかった部分の金額を減額補正させていただくものでござ
います。

○委員（馬場千恵子） ありがとうございます。

○委員長（中山義英） ほかに。

○委員（馬場千恵子） はい。

○委員長（中山義英） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） 次、款8の消防費のところでございますけれども、よろしいですか、
備品購入というところで、簡易ベッドとか、マット式、組立て式、その他パーティション、

いろいろ書かれていますけれども、これだけじゃないかと思うんですけれども、それぞれ何台ずつぐらい購入を予定されているんですか、もう購入したのかな。

○危機管理課長心得（植村一之） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 植村課長。

○危機管理課長心得（植村一之） ただいまの質問をお答えさせていただきます。

まず、簡易ベッドの組立て式は360台、簡易ベッドマット式が330台、パーティションが30台となっています。

以上です。

○委員（馬場千恵子） はい。

○委員長（中山義英） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） これは、主には避難所でももちろん活用するんですけれども、一番大きな体育館の避難所で全て活用するわけじゃなくて、いろんな避難所で、必要とあらばそこから持ち出して、活用するという形になるんですか。

○危機管理課長心得（植村一之） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 植村課長。

○危機管理課長心得（植村一之） 今回、補正させていただく資機材なんですけれども、一応数量を計算させていただいた段階で、使用する場所は町立体育館と第1小学校及び第2小学校の体育館、計3施設の資機材という形で計画して補正を上げさせていただいています。

なぜこの体育館3施設にしたかと言いますと、今現在、避難所の環境の改善の取組というのは年々進んでおりまして、例えば、体育館であれば基本的にはフロアになっておりますので、床が冷たいというところで、床からの冷氣とか、そういうのを改善するために組立て式のベッドであったり、マットで、体育館は個室というんですか、何というんですか、小さい部屋がありませんので、例えば、更衣室であったり、授乳室とか、多目的な要素で使えるパーティションが必要と思っておりますので、そちらのほうを入れさせていただきました。

以上です。

○委員（佐藤利治） はい。

○委員長（中山義英） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） 同じ21ページの区分の17備品購入費のところなんですけれども、これって、もう大分前に各部署で予算を組んでいると思うんですけれども、この間の第1回避難所開設訓練、それを受けて気づいた点で、もうちょっとこれが要るとか、これは要らんとか、

それとか、今大きな問題になっている、河合町の避難所の一つになっているまほろばホールが使えない、その辺を考慮して、当初はこれが要と言ったけれども、実際これがもっと要るとかというような、臨機応変に、住民を守るためですから、これはもうここで無理でも、追加でちょっと考えてもらおうというようなことは必要やと思うんですけども、その辺どうお考えですか。

○財政課長（松本武彦） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 松本課長。

○財政課長（松本武彦） 私のほうから回答させていただきたいと思います。

まず、災害対策費に係る備品購入費でございますけれども、400万というまず予算というのを例年つけさせていただいております。この中で、例えば水であったりとか食料であったりとかというところも併せて、補充を順次させていただいていると。

これは、当然額の多い少ないというのは、それぞれ思いがおりと思いますのであれなんです、ただ今回、対策費の補正につきましては、国のほうで、地域未来交付金というものが12月の国の補正によって創出されております。ここに対象になるというのが、先ほど申し上げた消耗品ではなく、設備備品ですね、今ここへ挙げているようなベッドであったり、パーティション、こういったものが補助対象になるというところで、ここをまず、当然補助金が一番使えて、できるのが一番いいという考えで手を挙げてもらいました。

今回、約570万の部分補正をさせていただいたという流れでございますので、委員お述べのように、これが要る、あれがもっと要る、もっとこれがあつたほうがいいんじゃないかと、当然今後も出てくると思いますが、こういった補助金活用しながら、そういった部分そろえていけるように、できるだけ早くそろえていけるように、こういった補助金をうまく活用していきたいというふうに考えております。

○委員（佐藤利治） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） 最後に1点だけ、申し訳ないです。

今さっきも言いましたけれども、先日もご答弁いただいておりますけれども、まほろばホールが使えない、そしたらその人は、取りあえずという例えは悪いんかも分かんですけども、一応方法として、公民館の各部屋とか、元教室ですね、そういうところを使いたいと、この間答弁いただいております、お話は。だからそこに移ることによって、この品物も必要なものが変わってくるんじゃないかなと思って心配しています。その辺、要するに、詳細

に一度打合せしてもらって、お金増えたっていいですよんか、命守るためには町長はオーケー出してくれると思うんで、そういう形で進めていただけませんか、お願いします。

○危機管理課長心得（植村一之） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 植村課長。

○危機管理課長心得（植村一之） 今、まほろばホール休館に伴うほかの代替というところで、確かに、例えば学校の教室、図書館も含めまして、その設備というか、状況、例えば床がじゅうたんなのか、フロア地なのか、それも含めまして、必要な資機材というのは大きく関わってきます。もちろん机があるのか、そこに教室であれば椅子があるのかとか、そうであればそういうものは必要ないというところになってきますので、その辺は代替の部屋の状況を踏まえながら、前例以外予算もありますので、必要なものを順次整備していくという形でいきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（中山義英） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（中山義英） なければ、22ページ、23ページ。

22、23で質疑のある方。

馬場委員。

○委員（馬場千恵子） 教育費のところですけども、款9の教育費、中学校のところですが、設計については今年行っているということですが、工事自体はいつからとかって、どこかで言われていましたかね、すみません、聞き逃しているかもしれない。

○教育総務課長（川村大輔） はい、委員長。

○委員長（中山義英） はい、課長。

○教育総務課長（川村大輔） ちょっと確認したいんですけども、工事というのは今ある外壁の改修の工事のことでよろしいですか。

○委員（馬場千恵子） そうです。防水とかも含めて。

○教育総務課長（川村大輔） そうですね、これについては、今補正で上げていますんで、これが承認していただければすぐに発注できるという体制になりますので、今後は、令和8年度に完了ということを目指してやっていくということで、お願いします。

○委員長（中山義英） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） どちらもということですね。どちらもって、防水のところも外壁のところも、両方一緒か、設計と工事と。

○委員長（中山義英） 川村課長。

○教育総務課長（川村大輔） はい。

外壁についてはC棟ということで、一番北側の棟の外壁で、屋上防水の改修工事をします。
ここに書いてある設計監理ということで、これについてはこの工事を行うための監理業務と
いうことになります。あとは、その上に書いてあります小学校の屋上の空調工事というのは、
断熱の工事ということになります。

以上です。

○委員（馬場千恵子） はい。

○委員長（中山義英） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） 小学校のところの空調工事というのは、業者とかはまだ決まっていな
いんですか。

○教育総務課長（川村大輔） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 川村課長。

○教育総務課長（川村大輔） まだ決まっておりません。

○委員長（中山義英） ほかにございませんか。

○委員（佐藤利治） はい。

○委員長（中山義英） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） 23ページの款教育費、項2小学校費の中の区分14工事請負費の件なんで
すけれども、一番下に各小学校屋内運動場空調工事と書いてあるんで、2,063万5,000円です
か、この費用がうたわれているんですけれども、これ、ちょっと金額はもう前から大枠は聞
いているんでいいんですけれども、工程的に、この間もお話は伺っておりますが、ひょっと
したら夏間に合わへんかも分からんというような話があるんで、それはもう業者さんの仕事
のことやから、安全に慌てずにやってもらわなあきませんけれども、できることであれば、
子供ファーストで考えたら、酷暑、もう最大級の暑さ、それを免れるためにも、僕も要らん
ことをアナウンスしていますんで、夏には涼しい体育館で体育の授業を受けられるかも分か
らんでということを行っているので、できたら頑張ってくださいたいなど、間に合わんもの
は間に合わんもので仕方ないんですけれども、その辺、工程とか監理、動き出したときにち
ょっと安全に進めて、ハッパをかけてほしいなと思うんですけれども、その辺いかがですか。

○教育総務課長（川村大輔） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 川村課長。

○教育総務課長（川村大輔） 教育委員会でもその辺は迅速に対応したいと考えております。

しかし、工事のことなんで、不測の事態等は、工期が遅れる可能性はあります。ただ、教育委員会としても佐藤委員と同じ思いでありますので、そういったところ、夏までに完了できるように努力していきたいということと、断熱工事については、補正で上げることによって、入札の段取りとか早く進められるという効果もありますので、そういった部分を含めて今回計上させていただいているというところでございます。

○委員長（中山義英） 委員長代わります。

○副委員長（杵本貴司） 中山委員。

○委員（中山義英） 委員長。

○副委員長（杵本貴司） 中山委員。

○委員（中山義英） そうしたら、同じ委託費の中の20の屋上防水、これでちょっと質問させてもらいます。

本来、昔であれば、屋上の防水といたらシートの貼り替え、今はもう産廃になるからコーティングだと思うんですわ、防水工事は。これの20の防水工事、こういった工法を考えていはるのか、そこをちょっと教えてください。

○副委員長（杵本貴司） 川村課長。

○教育総務課長（川村大輔） はい。

これは、工法的には委員おっしゃるように、塗装というような形で、今設計を組んでいます。外壁についても、先日の一般質問で中山議員が子ども議会ということで、主権者教育の一環ということ、子供たちからも外壁の改修というのは強く要望があったということも含めて、教育環境の充実ということも含めて、今回こういった形で補正を上げているということになります。

以上です。

○委員（中山義英） 委員長。

○副委員長（杵本貴司） 中山委員。

○委員（中山義英） あと一点、コーティングされる場合の保証期間はどれぐらいですか。舗装の塗料にもよるやろうけれども。

○教育総務課長（川村大輔） はい、委員長。

○副委員長（杵本貴司） 川村課長。

○教育総務課長（川村大輔） 20年ということになっております。

○委員長（中山義英） 委員長代わります。

そしたら、ほかに質問ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（中山義英） そしたら、質問がないようですので、次、歳入のほうに移ります。

その際に、まず、第2表の繰越明許費から3ページですね、こちらから進めたいと思います。

そしたら、3ページ、第2表の繰越明許費で質疑のある方お願いいたします。

○委員（馬場千恵子） はい。

○委員長（中山義英） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） 都市計画のところをお願いしたいんですけども。

○委員長（中山義英） 都市計画、繰越明許費。

（「3ページの項4やね」と言う者あり）

○委員（馬場千恵子） 土木……、そうです。款7の項4です。

款7の項4の都市計画のところの公園の長寿命化計画、繰越明許費になっていますけれども、中山田池公園のところで、ずっと整備が進められていますけれども、その中で、地域の方はできるだけ早くという要望が強くて、なかなか、行ってみたら、今年度中にはできであろうという地域の人の希望というか、要望があったんですけども、その中で、繰越しになった理由と、階段31メートルとかいろいろその整備も含まれているというふうにお聞きしているんですけども、その手すりもその中に入っているんですね。

○都市計画課長（杵本幸史） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 杵本課長。

○都市計画課長（杵本幸史） まずは、繰越しとなった理由でございますが、都市計画課につきましては、他の業務を同時に遂行させていただいているところでございます。そういったところで、やはり手が足りず、遅れが生じたことにより、繰越しをさせていただくという形でございます。

階段につきましては、手すりも含めて考えております。

以上です。

○委員（馬場千恵子） はい。

○委員長（中山義英） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） 大体いつ頃完成の見込みになっているのでしょうか。

○都市計画課長（杵本幸史） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 杵本課長。

○都市計画課長（杵本幸史） 繰越事業になりますので、できるだけ早く完了を目指しているところでございます。

○委員（馬場千恵子） はい。

○委員長（中山義英） よろしいですか。

では、ちょっと委員長代わります。

○副委員長（杵本貴司） 中山委員。

○委員（中山義英） そしたら、資料を出していただいています。繰越明許費、都市計画のほうですけども、資料の３ページには、その資料の中で地区計画等に関する図書作成というのが入っているかと思うんです。河合町には地区計画区域なんてどこにもないし、今回書かれているということは、どこかに設ける意図でということですか。

○都市計画課長（杵本幸史） はい。

○副委員長（杵本貴司） 杵本課長。

○都市計画課長（杵本幸史） 地区計画でございますが、まず、都市計画マスタープラン、先ほど申し上げたとおり、１月に改定を行っております。その都市計画マスタープランの土地利用の方針に基づきまして、穴闇地区にて企業誘致を進めているところでございます。

当該地区につきましては、おおむね市街化調整区域というところでございますので、市街化区域への編入というのが必要となります。その市街化区域につきましては、やはり編入に伴って用途地域の設定をすることになるかというふうに考えております。

例えば、そこが準工業地域ということになれば、様々な用途の建築物が建築できるということになりますので、やはりそこで町が望まない土地利用が図られる可能性というのは重々ございます。そういったところを防止するために、用途地域を定める場所につきましては、併せて地区計画を策定していくという考えで進めさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員（中山義英） 委員長。

○副委員長（杵本貴司） 中山委員。

○委員（中山義英） そうすると、解釈としては、今度企業誘致をされてくる場所、そこに地区計画を設定しようと考えていると、そう解釈してよろしいですか。

○都市計画課長（杵本幸史） はい、委員長。

○副委員長（杵本貴司） 杵本課長。

○都市計画課長（杵本幸史） そのとおりでございます。

○委員長（中山義英） 委員長代わります。

ほかにございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（中山義英） なければ、次、4ページの地方債補正のほうに移りたいと思います。

4ページの地方債補正で何か質疑のある方おられませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（中山義英） よろしいですか、もしなければ次に、歳入のほうに移らせていただきます。

8ページ、9ページで質疑のある方。

（発言する者なし）

○委員長（中山義英） そしたら、次、10ページ、11ページ、歳入。

○委員（馬場千恵子） はい。

○委員長（中山義英） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） 資料請求にもありますけれども、資料請求の12ページのところです。
財産収入の款17の項2のところですけども。

町有地が売れたということで、収入になっているんですけども、資料請求の2のところ
の西穴闇の432番地1というところですが、これって何坪ぐらいなんですか、坪数。

○総務課長（西村直貴） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 西村課長。

○総務課長（西村直貴） 一旦、面積としては310平米で、坪で言いますと大体94坪ぐらいに
なります。

以上です。

○委員（馬場千恵子） はい。

○委員長（中山義英） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） 地図をみただけで、よくどの辺りというの分りにくいんですけど
も、住宅地図を見てみたんですけども、ここは空き地になっていたところですか。

○総務課長（西村直貴） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 西村課長。

○総務課長（西村直貴） 雑種地という形で、空いていた部分になります。

○委員（馬場千恵子） ありがとうございます。

○委員長（中山義英） ほかにございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（中山義英） では、ちょっと委員長代わります。

○副委員長（杵本貴司） 中山委員。

○委員（中山義英） 委員長。

同じく、町道の財産収入で、資料にはありますように、12ページの里道の払下げということで、位置図も載っています。この里道って、所有者からの多分申出があったと思うんですけども、これって所有者がもう分かった上で建物とか建ててはった、使用されていたということですか。

○副委員長（杵本貴司） 吉田課長。

○建設課長（吉田和彦） 昨年になりますけれども、事業者より、土地等の整理をしている際に里道が入っているということが確認されまして、その後、町のほうに申出がございました。内容としましては、里道を購入したいということで、今回そういう事案があったということになります。

以上です。

○委員（中山義英） 委員長。

○副委員長（杵本貴司） 中山委員。

○委員（中山義英） この場合の里道の払下げの単価というのはどういうふうに算定されているんですか。

○総務課長（西村直貴） はい。

○副委員長（杵本貴司） 西村課長。

○総務課長（西村直貴） 里道の使用用途に関しましては、もう近傍宅地という形で面積のほうをさせていただいております。

○委員長（中山義英） 委員長代わります。

ほかに質疑のある方おられませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○委員長（中山義英） なければ、次に、12、13ページで質疑のある方。

（発言する者なし）

○委員長（中山義英） よろしいですか。

（「はい」と言う者あり）

○委員長（中山義英） そしたら、ほかになければ、総務文教常任委員以外の方で質疑のある方おられますか。

長谷川議員、お入りください。

（「終わったら10分休憩しようや、これ1個終わったら」と言う者あり）

○委員長（中山義英） 終わったら、分かりました、はい。

お入りください。

どうぞ、おかけください。

質問は1人1回、3問までの質問といたしますので、その点よろしくお願いします。

長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 委員長。

私からは3点お尋ねします。

まず、1番目、まちづくり推進部に関連する事項です。

ページ3、繰越明許費、款7土木費、項2道路橋梁費、道路メンテナンス事業6,065万について、追加説明資料ページ2、調査研究委託費395万、建設事業費5,670万となっていますが、ページ2の具体的内容によりますと、調査研究委託費に当たるものとして、橋梁定期点検業務、建設事業費に当たるものとして2点、平山橋橋梁補修耐震補強工事、道路舗装修繕工事穴闇地区①長さ120メートル、②長さ60メートルとなっています。当初予算橋梁定期点検業務は810万円で、既に請負業者約490万円で発注していると理解しております。その差額約320万、ページ19でマイナス補正320万と計上しているのに、なぜ調査研究委託費395万円が繰越明許費となりますか。平山橋橋梁耐震補強工事はまだ未発注と理解しているが、ページ19でマイナス補正600万円計上している、この点、詳しくご説明願います。

2番目は総務部に関して、補正予算ページ15、樹木伐採工事1,490万減額だが、当初予算に計上していました樹木薬剤散布約150万円ですが、令和7年度散布等の事業は実施されたのかお尋ねします。

次、3番目、教育振興部総務課に関連する質問です。ページ23中学校施設整備費、2中屋上防水外壁改修工事1億6,586万1,000円について、工事対象建築物は特別教室棟C棟となっていますが、他のA棟、B棟、D棟、E棟の屋上防水外壁改修工事の必要性はないのか。それと、防水外壁改修設計業務860万円はC棟だけの改修に当たる設計費なのか、以上3点お

尋ねします。

○委員長（中山義英） 大きく分けると2つですね。

○7番（長谷川伸一） 3つになります。

○委員長（中山義英） 大きく分けたら2つですね、道路の部分と学校の部分と。

○7番（長谷川伸一） そうですね。

○委員長（中山義英） そういうことですね。

○7番（長谷川伸一） はい。

○委員長（中山義英） そうしたら、道路のほうからいけますか。

吉田課長。

○建設課長（吉田和彦） 道路メンテナンス事業に関しましてということになります。

まず、19ページでのマイナス補正につきましては、交付決定の差分ということでマイナス320万計上させていただいております。

続きまして、繰越明許費につきましての分になりますけれども、この分につきましては、前倒し補正の部分を充てたということとなります。

続きまして、平山橋補修工事は、現在発注事務手続中ではありますが、こちらにつきましては、通常よりちょっと設計額が落ちたということもございまして、マイナス補正600万を計上させていただいたということになります。

以上です。

（「そんなものでよかったっけ」と言う者あり）

○建設課長（吉田和彦） すみません、道路舗装につきまして、もう一度ちょっと。

○委員長（中山義英） 吉田課長。

○建設課長（吉田和彦） 質問をもう一回ちょっとお願いしたいんですけども、すみません。

○委員長（中山義英） ちょっと、長谷川さんもう一度質問。

○7番（長谷川伸一） はい。

○委員長（中山義英） 長谷川議員。

完結にね。

○7番（長谷川伸一） 完結に申し上げます。

ちょっと、道路舗装5,670万の内訳だけでいいです。どういうふうになってこうなったのか、金額。当初予算からどれだけ減って、実施が何ぼで繰越しになっているのか、その内容でいいです。

(「委員外議員も一遍考えなあかんぞ、委員会あつての委員外議員やったら、それやともうみんな入ったらええねん、委員に」と言う者あり)

○委員長(中山義英) 答えられへんなら、後でいいよ。

(「教育委員会」と言う者あり)

○委員長(中山義英) 教育委員会。

教育委員会、もしあれやったら。

(「先にいいですか、特定外来生物」と言う者あり)

○委員長(中山義英) はい。

○都市計画課長(杵本幸史) はい、委員長。

○委員長(中山義英) 杵本課長。

○都市計画課長(杵本幸史) 私のほうからは、特定外来生物の事業費につきまして、回答のほうをさせていただきます。

当初、対策の一環として薬剤散布ということを予定していたところですが、馬場議員の12月の議会での一般質問で答弁させていただいておりますとおり、やはり、市街地で散布というのを行くと、やはりいろんなところに影響が出てしまうところから、樹幹注入式の薬剤を樹幹に注入する方法に切替えさせていただいて、現在、実施のほうをさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長(中山義英) 川村課長。

○教育総務課長(川村大輔) 私のほうからは、2中の屋上防水外壁改修工事の部分で、ほかの残りの棟の外壁改修工事の必要性はということになります。

今年度、設計業務で全ての屋上防水、外壁の設計の業務は発注しているというところでございます。今後においては、財政課と協議しながらにはなるんですけれども、ほかの棟についても順次改修を進めていく予定です。

もう一つ、防水の外壁工事の設計の860万ということなんですけれども、C棟だけかということなんです。それについては、工事の監理業務ということでC棟だけのものだということになっております。

以上です。

○委員長(中山義英) あとのやつ、ちょっと今日無理かも分からないんで。

○7番(長谷川伸一) 私はもう。

○委員長（中山義英） もうよろしいですか。

○7番（長谷川伸一） もういいです。

○委員長（中山義英） はい。

○7番（長谷川伸一） もう分かりました。

○委員長（中山義英） はい。

○7番（長谷川伸一） 設計監理ということで理解しました。

○委員長（中山義英） そしたら、退席をお願いします。

坂本議員か、お入りください。

坂本議員。

○6番（坂本博道） 繰越明許費の件でちょっと1点伺います。

中の緊急内水対策事業の関係です。今回、繰り越している部分については、ちょっと説明いただいているんですが、もともとのところですが、いわゆる土地購入の分については、結局、今年のところでまだ購入できていないんで、来年の繰越し、2年目にかかるから繰越ししていないかということの確認なんですが、ただし、来年度予算で1,100万ほどつけているんで、もう一回、そういう意味でつけたというふうに見たらいいのか。

その上で、結局今年の土地購入に充てていた予算、繰り越していた予算は結局まだ、何と
いうか、不用額としては出ていないんで、この部分を途中で予備費として、予備費じゃない、
流用したのかなと思っているんですが、ちょっとその辺、土地購入の今年繰り越していた予
算の動きについてちょっと確認したいと思います。

○建設課長（吉田和彦） 委員長。

○委員長（中山義英） 吉田課長。

○建設課長（吉田和彦） 繰越明許費のところにつきまして、内水対策事業の中で土地購入費
が計上されているかということですのですけれども、計上はされておられません。

以上です。

○財政課長（松本武彦） ちょっと、補足させていただきます。

○委員長（中山義英） 松本課長。

○財政課長（松本武彦） ちょっと補足させていただきます。

議員お述べのように、土地購入費、6年度から7年度へ一旦繰り越した中で大部分行っ
ておりますので、それを繰り越すということとはございません。ただ、今回繰越しで上げておる
内水対策の459万3,000円につきましては、7年度で当初予算として計上したうちの事業費を

一部8年度へ繰り越すという内容でございます。

○委員長（中山義英） はい、退席願います。

ほかに、委員外議員。

（「何をするんだ、委員の委員外議員って、そんな俺はこんな所に居て
られへん、それだけ委員足りないんかいな」と言う者あり）

○委員長（中山義英） そしたら、質疑を終了して採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（中山義英） 全員であります。

よって、議案第7号 令和7年度河合町一般会計補正予算については可決することに決しました。

暫時休憩。

35分从这个時計で始めます。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時35分

○委員長（中山義英） それでは、再開します。

議案第17号 河合町子どもの未来応援基金条例の制定についてを議題といたします。

理事者の説明はよろしいですか。

（「お願いします」と言う者あり）

○委員長（中山義英） お願いします。

○政策調整課長（林 嘉明） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 林課長。

○政策調整課長（林 嘉明） 議案第17号 河合町子どもの未来応援基金条例の制定についてでございます。

故人となりました元町民の遺言執行者より、遺贈寄附を受けたため、子供が健やかに成長できるまちづくりに活用するものでございます。

河合町子どもの未来応援基金条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1

項の規定により、議会の議決をお願いいたします。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

○委員長（中山義英）　ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

質疑のある方、発言をお願いします。

○委員長（中山義英）　馬場委員。

○委員（馬場千恵子）　それでは、第3条の2の部分ですけれども、有利な有価証券に変えることができるというふうにありますけれども、あえて条例にこういうのを記入するということは、そういうふうを活用する予定があるということですか。

○財政課長（松本武彦）　はい、委員長。

○委員長（中山義英）　松本課長。

○財政課長（松本武彦）　こちらにつきましては、地方財政法のほうでも、資金の運用につきましては、地方財政法においてもこのような規定がなされているものでございます。基本的には銀行への定期預金というところでございますけれども、例えば、政令指定都市であったり、都道府県などが発行する地方債を購入して運用するということも、これはこの基金に限らず全ての基金において有効な手段であるということが規定されておりますので、今回のこの条例にもこの一文を入れさせていただいているところでございます。

○委員（馬場千恵子）　はい。

○委員長（中山義英）　馬場委員。

○委員（馬場千恵子）　ほかの条例って、私、よく見ていないんですけれども、そういったことが書かれている条例はあるんですか。

○財政課長（松本武彦）　はい、委員長。

○委員長（中山義英）　松本課長。

○財政課長（松本武彦）　有価証券というキーワードが出ているというところと言うと、出ていない基金もございますけれども、「最も確実かつ有効な方法」という、この一文というのは必ず明記されておりますので、その中で、2項で言うところの有価証券の運用というところもあえて書かせていただいたというところがあります。

○委員（馬場千恵子）　はい。

○委員長（中山義英）　馬場委員。

○委員（馬場千恵子） 今、課長の説明の中で、ほかの自治体が発行している地方債とかの話もありましたけれども、そういうのを活用しているということも、河合町では活用されていることもあるんですか。

○財政課長（松本武彦） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 松本課長。

○財政課長（松本武彦） 今年度中から財政調整基金の一部、約1億円をこういう地方債、他団体が発行する地方債を購入して運用しているという事例はございます。

○委員（馬場千恵子） はい。

○委員長（中山義英） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） それは、ここの一文にあるような「最も確実かつ有利な」というところなんでしょうか。

○財政課長（松本武彦） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 松本課長。

○財政課長（松本武彦） 先ほども申し上げましたけれども、地方財政法のほうに実例として、銀行などの金融機関への預金であったり、地方債証券という、あとまた国際証券、こういったものが確実な方法として列挙されているようなところでございます。

○委員長（中山義英） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○委員長（中山義英） ないようですので、それでは、総務文教常任委員以外の方で質疑のある方おられますか。

（「ありません」と言う者あり）

○委員長（中山義英） ないようですので、質疑を終了し、採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（中山義英） 全員であります。

よって、議案第17号 河合町子どもの未来応援基金条例の制定については可決することに決しました。

続きまして、議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者の説明はよろしいですか。

（「お願いします」と言う者あり）

○委員長（中山義英）　お願いします。

○危機管理課長心得（植村一之）　はい、委員長。

○委員長（中山義英）　植村課長。

○危機管理課長心得（植村一之）　そうしましたら、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正する条例について、説明させていただきます。

近年の自然災害の激甚化、頻発に加え、全国で乾燥した気候変動により大規模林野火災が発生しており、こうした災害に対応する消防団の出動機会の増加や訓練内容の高度化により、消防団の役割の多様化に備えていくため、消防団員の処遇改善を図り、消防力を向上するために消防団員の報酬の引上げを実施するため、条例の一部を改正するものでございます。

なお、この条例は、令和８年４月１日から施行するものでございます。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

○委員長（中山義英）　それでは、審議に入ります。

質疑のある方、発言をお願いします。

○委員（佐藤利治）　はい。

○委員長（中山義英）　佐藤委員。

○委員（佐藤利治）　１点か、２点ですかね、教えてほしいんですけども、これは国から出ているような指針にのっとったものなのか、それとも過去から近隣４町とか比べても低いと、河合町が、だから上げたのか。何も上げることに反対ではないんですよ、私は賛成なんですよ。ただ、何を基準に今なのか、何で去年できていなかったのか、おとしできていなかったのか、遅れていないのか、河合町は。その辺も含めてちょっと教えてもらえませんか。

○危機管理課長心得（植村一之）　はい、委員長。

○委員長（中山義英）　植村課長。

○危機管理課長心得（植村一之）　今回、上げさせていく消防団員の報酬の根拠なんですけれども、確かに、国からの指針というのが出ております。消防庁からの通知がありまして、これはあくまでも３万６,５００円という額があります。それに関しましては標準額ということで、基礎額ではなく、あくまでもこれぐらいの額に処遇改善をしてほしいという通知の内容となっております。

今回、上げさせていただいた条例改正の年額報酬の単価ですけども、北葛３町と、県内の人口産業構造が類似団体である団体の報酬額をまず参考にさせていただきました。

なぜ、このタイミングかと言いますと、先ほどちょっと説明もさせていただいたんですけれども、災害の激甚化、頻発化、それに昨年3月には、奈良県川上村での大規模火災とか発生しており、特に林野火災、昨年から今年年明けにかけて、全国各地でかなりのニュースとかでも報道されているんですけれども、林野火災におきましては、初期消火や消防水利の確保など、地元消防団の存在が非常に重要なものとなっております。また、大規模になりますと隣接町との連携というのにも必要になってきます。

その中で、幅広く対応することが今後想定として見込まれますので、このたび、3月議会にて上程させていただいた次第です。

以上です。

○委員（佐藤利治） はい。

○委員長（中山義英） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） もう一度聞きます。北葛4町の消防団は、一応、ぴったりじゃなくて結構なんですけれども、ほぼ一緒の水準になるわけですか、河合町が上げることによって、それが一点。

それと、もう一点は、説明の中にも、他議員の質問の中であつたんですけれども、年々減少する消防団員の確保についてということなんですけれども、必要があると意見をいただいていると、消防団員からね。やはりその辺は行政がもっと旗を振って、お金のことから脱線しますけれども、ある地域では高校生消防団とか、大学生の消防団員も採用しているところがあるんで、その辺やっぱり広く、周りのやっていることを参考にされたらどうかなと思いますけれども、その辺いかがですか。

○危機管理課長心得（植村一之） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 植村課長。

○危機管理課長心得（植村一之） まず、近隣の北葛4町の状況を説明させていただきます。

1、一番下の表になる団員、今、改正案としては5万2,000円となっているんですけれども、そちら単価が、上牧町は5万円、王寺町は6万2,200円、広陵町は4万円となっております。ですので、市町村によっていろいろ考え方はあるんですけれども、近い水準までは引き上げている状況でございます。

ごめんなさい、広陵町7万円です。すみません、失礼しました。

あと、募集の内容になるんですけれども、先ほど委員おっしゃっていただいたとおり、多方面から確かに募集活動をしていく必要性はあると考えております。

基本的には、今現在、広報紙であったり、ホームページ、あと新年初めの出初式、そういう消防団として大きな活動の中で、一斉放水という、地域の方に知っていただいて周知を図っているところでございます。

地元の消防団の活動としては、団員さんが地域の方に直接声をかけて募集をしていただいている状況もあるんですけども、それも減少傾向があることを踏まえまして、ある程度、例えば子育て世帯とかのターゲットを絞った、そういうのも必要かなと思っておりますので、いろんな意見、事例を参考にしながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（中山義英） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○委員長（中山義英） なければ、総務文教常任委員以外の方ではありませんか。

（「はい」と言う者あり）

○委員長（中山義英） ないようですので、質疑を終了し、採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（中山義英） 全員であります。

よって、議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については可決することに決しました。

ありがとうございました。

続きまして、議案第20号 職員の旅費に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

理事者の説明はよろしいですか。

（「お願いします」と言う者あり）

○委員長（中山義英） お願いします。

○総務課長（西村直貴） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 西村課長。

○総務課長（西村直貴） 説明させていただきます。

議案第20号 職員の旅費に関する条例等の一部改正について、概要を説明させていただきます。

交通機関料金体制の多様化と、経済社会情勢の変化に対応するために、働き方改革に資す

る事務負担軽減や業務環境の改善を図るため、旅費の計算などに係る規定の簡素化及び旅費の支給対象の見直しを行うほか、適切な支出を確保することを目的に、職員の旅費に関する条例の一部改正を伴うものです。

職員の旅費に関する条例の一部改正に伴い、その他条例に関しても所要の改正を行うものです。

なお、この条例は、令和8年4月1日より施行するものです。

説明は以上になります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（中山義英） それでは、審議に入ります。

質疑のある方、発言をお願いします。

（「ありません」と言う者あり）

○委員長（中山義英） ないですか、それでは、総務文教常任委員以外の方で質疑のある方、ないか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（中山義英） ないので、質疑を終了し、採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（中山義英） 全員であります。

よって、議案第20号 職員の旅費に関する条例等の一部改正については可決することに決しました。

続きまして、議案第22号 河合町立体育館使用条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者の説明はよろしいですか。

（「はい」と言う者あり）

○委員長（中山義英） お願いします。

○生涯学習課長（吉川浩行） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 吉川課長。

○生涯学習課長（吉川浩行） 議案第22号 河合町立体育館使用条例の一部改正について、提案理由及び概要をご説明いたします。

このことにつきましては、町立体育館の使用料において、新たにバドミントンコートとして使用した場合の区分を設けるため、条例の一部を改正するものです。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行するものです。

よろしくご決定賜りますようお願い申し上げまして、私からの説明を終わらせていただきます。

○委員長（中山義英） それでは、審議に入ります。

質疑のある方、発言をお願いします。

○委員（馬場千恵子） はい。

○委員長（中山義英） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） 1つは、今までバドミントンをされていた方はどこで練習していたかなというのと、それと、何人ぐらいの参加の団体で何人ぐらい使用されるのかと、その利用頻度とかも併せてお願いしたいと思います。それと、この金額の設定の根拠もお願いします。

○委員長（中山義英） 馬場さん、具体的にはそうしたら何点、3点ですか。

○委員（馬場千恵子） 団体の参加人数と、料金と、どれぐらいの利用度か、それと金額の根拠。

○委員長（中山義英） 4点。

○生涯学習課長（吉川浩行） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 吉川課長。

○生涯学習課長（吉川浩行） まず、どこで利用されていたかということなんですけれども、今現在も利用されております。現在、町立体育館と北体育館で利用をされております。

人数につきましては、3団体がありまして、そのうちの2団体が町立体育館を利用されておまして、利用日につきましては、火、水、金、土、日について利用されております。

料金の設定につきましては、資料請求32ページにもありますように、全面使用の場合、表が午前、午後、夜間となっておりまして、それを3分の1を目安に設定しているというところであります。

以上です。

○委員（馬場千恵子） はい。

○委員長（中山義英） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） 現在も利用されているということですが、今は利用料金をもらっていないということですか。

○生涯学習課長（吉川浩行） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 吉川課長。

○生涯学習課長（吉川浩行） 今までも利用料金は頂いておりました。この条例改正案の料金で今までは試験的に運用してきたということでもあります。

以上です。

○委員長（中山義英） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○委員長（中山義英） なければ、総務文教常任委員以外の方で質疑のある方おられませんか。

（「ない」と言う者あり）

○委員長（中山義英） ないようですので、質疑を終了し、採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（中山義英） 全員であります。

よって、議案第22号 河合町立体育館使用条例の一部改正については可決することに決しました。

続きまして、議案第24号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者の説明はよろしいですか。

（「お願いします」と言う者あり）

○委員長（中山義英） お願いします。

○危機管理課長心得（植村一之） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 植村課長。

○危機管理課長心得（植村一之） 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律により、一般職の職員の給与に関する法律、別表第4、公安職俸給表及び第11条の扶養手当支給額が改正されることに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額の改正が行われることから、所要の改定を行うものでございます。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議、決定賜りますようお願いいたします。

○委員長（中山義英） それでは、審議に入ります。

質疑のある方、発言をお願いします。

○委員（佐藤利治） はい。

○委員長（中山義英） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） 全く先ほどと同じような質問なんですけれども、これも国や県の指針なんかに基づいて上げるという考え方でよろしいのか、それと、北葛3町と、なぜ今のタイミングかというのも同じように教えてください。

○危機管理課長心得（植村一之） はい、委員長。

○委員長（中山義英） 植村課長。

○危機管理課長心得（植村一之） 説明させていただきます。

こちらのほうは、国の法改正に伴う町の条例の改正となっております。

こちらのほう、ほかの市町村も含めまして、国の法律改正に伴い、同時期で上げている状況になります。

以上です。

○委員長（中山義英） ほかに質疑のある方おられますか。

（「ありません」と言う者あり）

○委員長（中山義英） ないようですので、総務文教常任委員以外の方で質疑のある方おられますか。

（発言する者なし）

○委員長（中山義英） ないようですので、質疑を終了し、採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（中山義英） 全員であります。

よって、議案第24号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については可決することに決しました。

◎閉会の宣告

○委員長（中山義英） 当委員会に付託されました案件は以上です。

これをもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。

皆さんご苦労さまでした。

閉会 午前 11 時 55 分

議事の経過を記載し、相違ない事を証する為、ここに署名する。

中山 義 英